

## e-Tax を利用するとこんなメリットが！

### ・添付書類の提出省略

本人確認書類など一定の書類の提出を省略することができます。

### ・還付がスピーディー

通常はおおむね1ヵ月から2ヵ月程度かかりますが、e-Taxで提出された場合は3週間程度で還付されます。

### ・24時間受付

確定申告期間中は、土日祝日も含め全日24時間提出が可能です。(メンテナンス時間を除く。)

### ★ご確認ください

特に医療費控除による還付申告のみの方はe-Taxの利用をご検討ください。一度e-Taxで申告書を提出すると、データが保存され、次の年からはさらに簡単に申告することができます。

詳しくは国税庁ウェブサイトe-Taxのページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

## 国民年金コーナー

### 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されました ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

#### ◆納付した国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税および住民税の申告において社会保険料控除の対象として課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのはその年の1月から12月までに納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

#### ◆社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には年末調整や確定申告を行うときに領収書など保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されました。申告書などの提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

※令和2年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方へは翌年の2月上旬に送付されます。

#### ◆ご家族の保険料を納付された場合も控除対象となります

ご自身の保険料だけではなく配偶者やお子さんなどご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除対象となりますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

#### <社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するお問い合わせ先>

ねんきん加入者ダイヤル

#### ○受付時間

《月曜日から金曜日まで》

午前8時30分から午後7時まで

《第2土曜日》

午前9時30分から午後4時まで

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から令和3年1月3日まではご利用いただけません。

☎0570-003-004(ナビダイヤル)

☎03-6630-2525(050から始まる電話でかける場合)

📍郡山年金事務所 ☎024-932-3434

📍町民生活課 ☎72-6933